

掛金分離等の財政運営基準等への反映(通知改正、厚年)

対象先	DB年金	厚生年金	適格年金	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準

ご参考にDBのお客様にも送付させていただきます。

ポイント

昨年7月に意見募集が行われておりました掛金分離等が通知¹に反映されましたので、行政確認事項も含めご案内いたします。

- 前回意見募集時²の内容から大きな変更はなし
(主な変更箇所は、最低責任準備金調整額、資産評価調整額等の貸借対照表での計上方法が変更された。³)
- 掛金分離等の新基準適用は平成22年3月31日基準から
- 但し経過措置により平成24年3月31日までは、旧基準の適用可能
- 今回の通知の内容には、DBでも同様に考えられる部分もありますが、現在のところDBの通知発出はされていません。

1 『代行保険料の算定に関する取扱いについて』等の一部改正について」平成22年1月15日年発第0115第1号、「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」の一部改正について」平成22年1月15日年企発0115第1号
 2 年金ニュースNo.165でご案内済
 3 年金ニュースNo.162でご案内していた内容が変更

次ページ以降で掛金分離の内容等過去にご案内分もまとめて整理しましたのでご覧ください。(下線部分が今回新たに判明した部分もしくは変更された部分です。)

なお、弊社総幹事基金様宛には今回の通知改正を受けた規約変更案等を別途事務ニュースでご案内予定です。

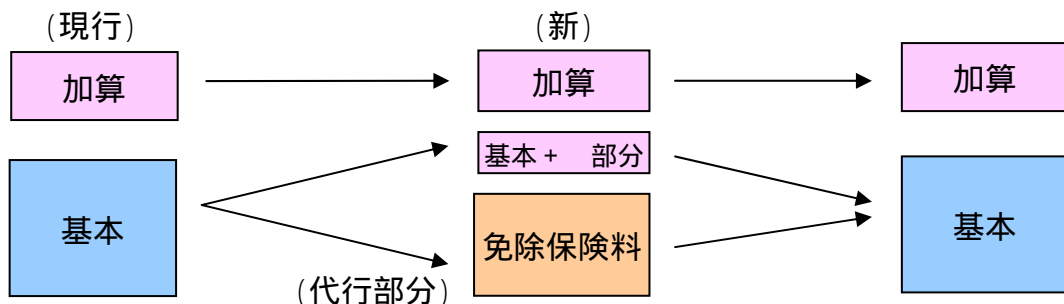
掛金分離の詳細について

【掛金分離】

- ✓ 年金ニュースNo.165でご案内済の内容が通知に手当されたものです。
- ✓ 代行部分については財政的に中立化されていることから、基金の独自給付である基本プラスアルファ部分と切り離しそれぞれで財政計算を実施することになりました。
- ✓ 代行部分の規約上標準掛金率は免除保険料率となります。
- ✓ 代行部分の予定利率は厚年本体の長期期待収益率を勘案し基金が決定するとされた。
- ✓ 代行部分と基本プラスアルファ部分の規約上掛金の合計したものを基本部分の規約上掛金として規約に定めます。
- ✓ 基本プラスアルファ部分の規約上標準掛金率は原則、数理上掛金率を四捨五入したもの（四捨五入した結果、規約上標準掛金率を0‰とすることは可能）。
- ✓ 特別掛金も代行部分と基本プラスアルファ部分に区分して算定することになります。
- ✓ 基本部分の特別掛金は代行部分と基本プラスアルファ部分の数理上特別掛金率をそれぞれ四捨五入したものの合計となりました。

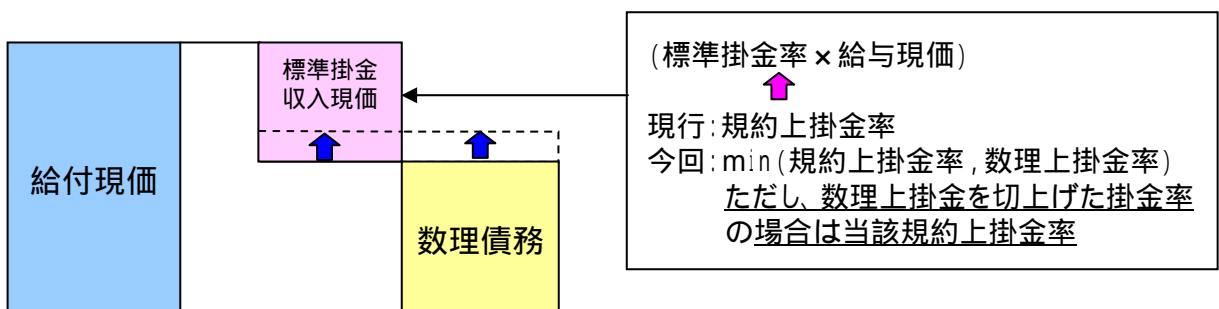
< 掛金算定のイメージ >

< 規約に記載する掛金 >



【数理債務の計算方法】

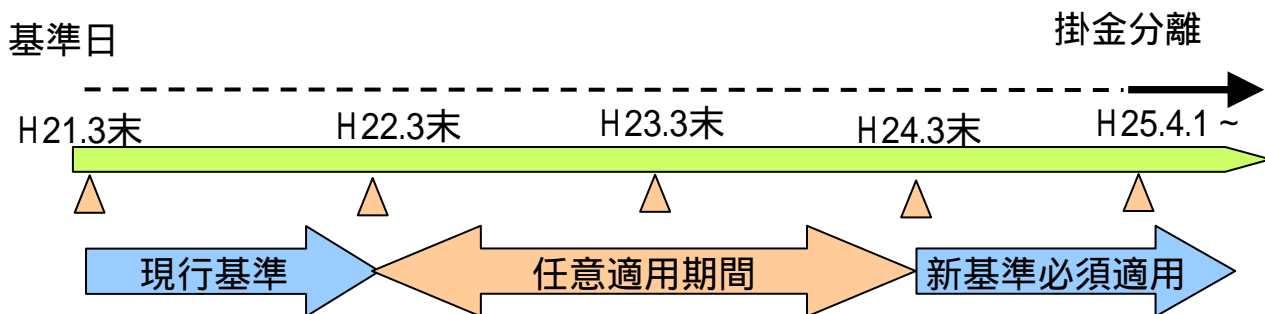
- ✓ 年金ニュースNo.165でご案内済の内容が通知に手当されたものです。
- ✓ 数理債務等を計算する際に規約上掛金率を用いていたものを、数理上掛金率と規約上掛金率のいずれか小さい方に変更。ただし、数理上掛金率を切上げた掛金率を規約上掛金とする場合は当該規約上掛金率を使用する。
- ✓ 規約上掛金率が数理上掛金率を上回っている場合、そのままの規約上掛金率を継続することが可能。
ただし、数理上掛金率を切上げた掛金率を上回っている部分は、数理債務（標準掛金収入現価）の計算へ反映できずその分債務が増加する。



掛金分離の適用に関する経過措置（以前の内容から変更なし）

- ✓ 年金ニュースNo.175でご案内済の内容が通知に手当されたものです。
- ✓ 掛金分離、数理債務の計算方法の変更については、平成22年3月31日基準からとされましたが、経過措置が設けられ、平成24年3月31日基準までは、現行(旧)基準の適用が可能です。

平成23年3月末基準で掛金引き上げ猶予明けの掛金率を計算する場合、掛金分離等を織り込まない対応も可能



最低責任準備金調整額等の計上方法の変更（平成22年3月末～）

- ✓ 今回の通知改正で、新たに改正された事項です（予算通知では示されていた）。
- ✓ 期ズレ調整額の貸借対照表への計上方法の方針が変更されました。
- ✓ 現行基準の最低責任準備金と期ズレ解消後の最低責任準備金の差額を最低責任準備金調整控除（加算）額として認識していましたが、期ズレ解消後の最低責任準備金そのものを最低責任準備金（継続基準）として貸借対照表に計上することになりました。

< 変更前 >

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
最低責任準備金 調整控除額	最低責任 準備金
純資産額	

< 変更後 >

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	
純資産額	最低責任 準備金 (継続基準)

- 非継続基準・解散基準の最低責任準備金は従来の期ズレありのものを使用するため、今後は2種類の最低責任準備金が並存することになります。

資産評価調整額の計上方法の変更(平成22年3月末～)

- ✓ 今回の通知改正で、新たに改正された事項です。
- ✓ 最低責任準備金調整額の計上方法の変更に伴い、数理的評価を採用している場合の時価・簿価の調整額の貸借対照表への計上方法も変更されました。
- ✓ 正値、負値により加算額、控除額と異なる勘定科目を使用していましたが、正負で同じ勘定科目を使用するところになります。
資産評価調整控除額の場合、資産勘定にマイナスの数値で計上されることになります。

< 変更前 >

< 変更後 >

(加算額の場合)

(加算額の場合)

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	最低責任 準備金 (継続基準)
資産評価調整加算額	
純資産額	

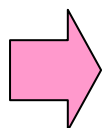


未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	最低責任 準備金 (継続基準)
資産評価調整額	
純資産額	

(控除額の場合)

(控除額の場合)

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	最低責任 準備金 (継続基準)
純資産額	
資産評価調整控除額	



未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	最低責任 準備金 (継続基準)
純資産額	
資産評価調整額()	

- 勘定科目の修正に伴い、脱退事業所の一括拠出に関する規定に資産評価調整加算額を記載している場合、年金規約の修正が必要になります。
 実際の取扱いは規約の記載内容によるため、弊社営業担当者あてご相談ください。

回復計画上の最低責任準備金の付利率

- ✓ 年金ニュースNo.182でご案内済の内容が通知に反映されたものです。
- ✓ 厚生年金本体の平成20年度の運用実績が6.83%と公表されたことに伴い、回復計画上の最低責任準備金の付利率が現行の3年平均では下表のとおりマイナスの利回りとなることから、5年平均に変更されました。

(厚生年金本体の運用実績)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度実績	2.73%	6.82%	3.10%	3.54%	6.83%
3年平均			4.22%	2.13%	2.42%
5年平均					0.46%

(回復計画策定上の最低責任準備金の付利率)

	平成22年1月～12月	平成23年以降
付利率 (5年平均)	6.83%	0.46%
付利率 (厚年本体の前提)	(ニュースNo.170)	1.9%
と の小さい方		0.46%

平成21年厚年本体財政検証における平成23年度の運用利回り前提を記載した。
平成21年度以降の運用利回り前提は以下の表の通り。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年度以降
利率(%)	1.5	1.8	1.9	2.0	2.2	2.6	2.9	3.4	3.6	3.9	4.0	4.1

(厚生年金本体の運用実績の厚生年金基金への影響)

厚年本体の運用利回りは、基金の財政運営上、以下の～の利率に影響があります。

「最低責任準備金(継続基準)」の付利率

平成21年8月6日付通知で対応済(年金ニュースNo.174でご案内)

回復計画上の最低責任準備金の付利率

今回の通知対応分

期ズレ解消前の最低責任準備金の付利率

平成21年12月28日告示で対応済(年金ニュースNo.189でご案内)

以上



三菱UFJ信託銀行